

使用料の改定について

令和2年4月1日から施設の使用料を改定しますのでお知らせいたします。

なお、新使用料は、使用日に関わらず4月1日以降の使用許可申請書の提出分から適用します。

旧			新(R2.4.1以降)		
施設名	区分	使用料	施設名	区分	使用料
特別会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	円 1,540	特別会議室	1時間につき	円 1,070
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,850		第1会議室	1時間につき
第1会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,440	第2会議室		1時間につき
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,650		第3会議室	1時間につき
第2会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,030	第4会議室		1時間につき
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,230		第5会議室	1時間につき
第3会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	620	第1研修室		1時間につき
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	720		第2研修室	1時間につき
第4会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	930	交流サロン		1時間につき
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,130		交流ロビー	1㎡あたり1時間につき
第5会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,030			
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,230			
第1研修室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,650			
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,950			
第2研修室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,340			
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,540			

※令和2年3月31日をもって、現在の第4会議室は廃止します。

令和2年4月1日から産業交流プラザ出入口横の部屋を新第4会議室とします。

※営利目的の場合は、上記の2倍の金額となります。

